

一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター [平成30年度 事業計画(案)]

実施時期	平成30年4月1日～平成31年3月31日
目的	* 犯罪被害者等支援の充実拡大を図るため、人材育成、相談業務・直接支援等の実績作り、広報啓発活動、組織体制の整備、財政基盤の強化を図ることにより「犯罪被害者等早期援助団体」の公安委員会指定を目指す。
目標	* 平成30・31年度の2カ年で犯罪被害者等早期援助団体指定の要件を満たす体制を整備し、そのために必要な自立計画を策定する。 ① 犯罪被害者相談員等の資格を満たす人材の確保・育成 ② 犯罪被害者等のニーズに応える支援活動を行うとともに、直接支援に関する広報啓発活動を行う。 ③ 性犯罪に関係した法律相談、性犯罪・性暴力被害者支援等を行い支援体制の強化を図る。 ④ 円滑な組織運営のために必要な人材・設備の確保による体制の整備 ⑤ 収入（会費・賛助会費・寄付金等）の増加による財政基盤の強化 ⑥ 各種規程・規則等の整備 早期援助団体の指定を受けることによって、道北エリアの支援が充実し効果的に行えるようにする。
事務局	* 定時社員総会・理事会（年2回：6月・3月） * 事業計画・会計予算・事業報告・会計決算報告の作成 * 定例事務局会議 * 各事業部との連携 * 養成講座事務 * 早期援助団体指定に向けての体制整備 * 活動資金調達に向けての計画作成 * 関係機関・団体との連携 * 他部門に属さない業務

定款	事業項目	業務名	事業内容	実施予定	対象・方法
第4条 第1項 第1号	犯罪被害者支援 事業	電話相談	* 犯罪被害者相談（月・火・木・金曜） （0166-24-1900） * 全国共通ナビダイヤル（祝日・年末年始を除く） （0570-783-554）	10時～15時 7:30 ～22:00	① 1級認定後1～2年の間に実務研修を修了し、犯罪被害者相談を担当する。 ② 面接相談は電話相談の結果、面接相談を希望する者等（自宅訪問有り）
		面接相談	* 犯罪被害者面接相談（予約制 月～金曜）	10時～15時	③ 弁護士会、医師会、警察等との連携を密にしてそれぞれの役割を担って、被害にあった方、又その家族の方々の支援を行う。
		直接的支援	* 付添支援（病院・検察庁・警察署・裁判所等）	随 時	④ 要望に応じて付き添いの実施
			* 家事支援（平成25年4月より実施）		⑤ 要望に応じて家庭訪問やカウンセリングの実施
		* 物品等の貸出（平成25年4月より実施）	10時～15時	⑥ 要望に応じて防犯ベル・衣類等貸出	

定款	事業項目	業務名	事業内容	実施予定	対象・方法
第4条 第1項 第1号	犯罪被害者支援 事業	啓蒙・啓発	* 各種講演会等開催及び機関紙発行、マスメディアの活用、リーフレット・物品等配布により一般に広く啓蒙・啓発する。	年 数 回	・ 大型店、駅前広場、イベント会場等にて、リーフレット・グッズ等の配布。 ・ 新聞、Webサイトの活用等を行う。
			・ 特別講演会 講師 石垣 靖子 氏	6月2日	・ 演題「つながりの中でいのちが輝く」
			・ 公開講座 講師 長 和彦 氏	9月29日	・ 演題「子どもの発達障害」
			・ 支援の輪 チャリティコンサート	10月20日	・ 和洋楽器演奏等
			・ 賛助会員・正会員の増加を目指す	随 時	・ HPに掲載、啓発チラシ等
			・ 寄付型自販機の設置依頼	寄付型に変更	・ 30年度中に数台増(現在13台)を目標
			・ ホンデリング～本で広がる支援の輪	協力依頼	・ 法人、関係機関等に協力を求める。
		・ 講師を積極的に派遣、地域社会に貢献(自衛隊、刑務所、看護学校、法務局等)	随 時	・ 犯罪被害者等についていろいろな場で、講話やカウンセリングを行う。	
		広 報	* 機関誌「きずな8号」の発行	年 1 回	・ 2,000部、個人・関係機関等へ配布
			* 関係機関・法人・市町村等が発行する広報媒体への当センターに関する広告掲載の依頼と協力要請をする。	適 宜	・ 当センターの知名度アップのため管内の法人・団体をはじめ、道北エリアの市町村を訪問し、支援・協力を依頼する。
* 当センターの広報活動を適宜行う。	適 宜		・ リーフレット、チラシ等を随時活用		
相談員研修	* 実務研修(毎年)	年約10回	・ 犯罪被害者相談員のための研修		
	① 資質向上のための現職研修	1～2年修了	・ 犯罪被害者等基本計画・法制度等		
	② 弁護士、精神科医、臨床心理士等による講義	後に被害者	・ 犯罪被害者等の心理の学習		
	③ 警察・検察庁・行政機関との連携	相談を担当	・ 関係機関との緊密な連携		
研修会参加	* スーパーヴァイズ	随 時	・ 相談員に対して行うカウンセリング		
	* 北海道犯罪被害者等研修会	10 月	・ 道民の集い(札幌)		
	* 各関係機関が主催する研修会	随 時	・ 市内及び近郊		
	* 上半期北海道・東北ブロック研修会	7月9～10日	・ 宮城県仙台市		
	* 下半期北海道・東北ブロック研修会	11 月	・ 未定		
* 全国犯罪被害者支援フォーラム2018、秋期全国研修会	10月12～14日	・ 全国被害者支援ネットワーク(東京)			
* 直接的支援研修会、課題研修等	未 定	・ 全国被害者支援ネットワーク、各支援センター			
第4条 第1項 第2号	心の悩み相談 事業	電話相談	* 心の悩み相談(火・木曜日) 0166-27-7611	10時～15時	・ 1級認定者が担当
		面接相談	* 心の悩み相談業務(予約制)	10時～15時	・ 面接相談は電話相談の結果、面接相談を希望する者等(自宅訪問有り)

定款	事業項目	業務名	事業内容	実施予定	対象・方法
第4条 第1項 第3号	養成講座・審査 ・研修事業	養成講座	* カウンセラー1級講座 (10名程度) 毎年	年30回	・平成30年5月～10月 (2級認定者)
			* カウンセラー2級講座 (約10数名) 隔年	年55回	・平成30年4月～11月 (3級認定者)
			* カウンセラー3級講座 (約40名) 隔年	年40回	・平成31年5月開講 (一般市民対象)
			* カウンセラー3級講座 (約40名) 隔年	年40回	・平成33年5月開講 (一般市民対象)
		審査認定 ・研修	* 審査認定 3級審査認定 レポート	12月	・各級の修了者を対象に認定
			* 審査認定 2級審査認定 レポート・面接	1月	・認定式 平成31年2月10日(日)予定
			* 審査認定 1級審査認定 レポート・面接	1月	
			* グループワーク 1・2級合同	9月1日	・年1回実施 (午前・午後)

その他の項目	活動指針 (組織の強化)
体制の整備強化	* 役員体制の充実 (弁護士、医師、大学教員、臨床心理士、商工会議所、税理士、行政書士、学識経験者等)
	* 会員 (社員) 増の取組強化 (30.3.1現在) 29個人・2法人 → 35個人・5法人
	* 各種規程・規則等の整備
	* 常勤・非常勤の事務局員3名配置 (平成25年度以降)。非常勤事務局員の稼働日見直し。 ファンドレイザー配置による団体自立に向けた仕組みづくり。常勤相談員の配置を目指す。 28年度以降、ファンドレイザー1名 (事務局員1名も兼務)
財政基盤の強化	* 財政強化のため代表理事、各理事及び事務局等が一体となり、道北地区の法人・団体等に正会員・賛助会員加入促進と寄付型自販機設置 (また変更) の働きかけ。
	* 「ホンデリングプロジェクト～本で広がる支援の輪～」で不要古本、書損葉書等の提供を広く呼びかける。
	* 一般市民参加の特別講演会、公開講座、チャリティコンサート等開催会場においてリーフレット、啓発物品等の配布による広報・啓発活動の実施。賛助会員の増加を図るとともに寄付金を募る。
物品の購入	* 業務拡張に伴い環境整備のために必要な備品・物品の購入
	* 性犯罪被害者等への物品の貸出し (衣類、衛生用品、靴等)
	* 病院等への医療の立替金 (性犯罪被害者等のみ) 等
その他	* 全国共通ナビダイヤル 0570-783-554 (7:30～22:00 被害者相談室開設時間以外は東京へ)
	* 北海道警察旭川方面本部、北海道、旭川市、各市町村担当部署との連携強化
	* 市町村広報紙に当センター相談室PR記事掲載依頼、市町村HPから当センターHPへリンク依頼、募金箱設置依頼等
	* 法人・団体賛助会員 (1口10,000円以上) に「賛助会員之証」の配付 (29年度末現在: 85法人に配付)
	* HPの随時更新。徽章 (バッジ) の普及
	* 今年度の助成金: 日本財団 (団体の自立に向けた仕組みづくり0万円、犯罪被害者を支える人づくり489万円)